

調布市バリアフリー適応住宅改修補助金交付要綱に係る

一部運用基準

基準策定日：令和元年7月5日

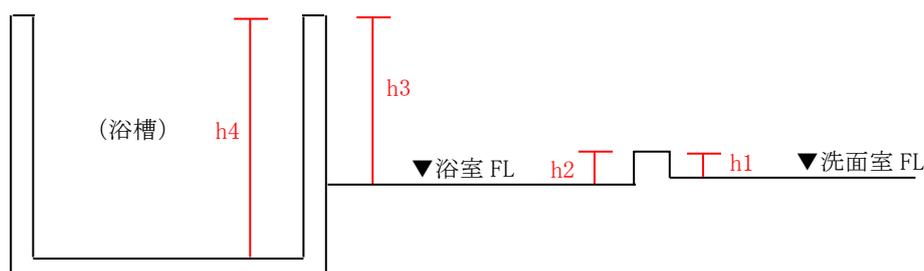
運用開始日：令和元年10月7日申請分より

運用変更日：令和3年4月1日

調布市バリアフリー適応住宅改修補助金交付要綱に係る浴室改修工事に関して、以下のとおり一部寸法基準を定める。

【浴室改修に関する基準】

浴室改修における段差等解消に係る対象工事については、段差基準及び浴槽基準のそれぞれ1つ以上を満たすものとする。



【段差基準】

1. 「h1」または「h2」が、現状20mmを超えており、改修工事により「h1」および「h2」が20mm以下になるもの。
2. 「h1」または「h2」に現状段差があり、その段差寸法がいずれも20mm以下のもので、改修工事により「h1」および「h2」がいずれも概ね0mmになるもの。

【浴槽基準】

1. 「h3」が、現状450mmを超えており、改修工事により450mm以下になるもの。
2. 「h4」が、現状500mmを超えており、改修工事により500mm以下になるもの。